(3)　有線通信端子を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯		許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	準尖頭値	五三デシベルから四三デシベルまで※
	平均値	四〇デシベルから三〇デシベルまで※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	準尖頭値	四三デシベル
	平均値	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHzを超え四七MHz未満	六八デシベル
四七MHz以上六八MHz以下	五〇デシベル
六八MHzを超え八〇・八七二MHz以下	六三デシベル
八〇・八七二MHzを超え八一・八四八MHz未満	七八デシベル
八一・八四八MHz以上八七MHz未満	六三デシベル
八七MHz以上一三四・七八六MHz以下	六〇デシベル
一三四・七八六MHzを超え一三六・四一四MHz未満	七〇デシベル
一三六・四一四MHz以上一五六MHz以下	六〇デシベル
一五六MHzを超え一七四MHz未満	七四デシベル
一七四MHz以上一八八・七MHz以下	五〇デシベル
一八八・七MHzを超え一九〇・九七九MHz未満	六〇デシベル
一九〇・九七九MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え四〇〇MHz以下	六〇デシベル